

水道施設自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1 業務名

水道施設自家用電気工作物保安管理業務委託

2 目的

本仕様書は精華町水道事業（以下「発注者」という）が設置する自家用電気工作物（以下「電気工作物」という）について、電気事業法第43条、同施行規則52条第2項および53条の規定に基づき電気工作物の維持および運用、工事に関する保安管理を行うため業務受注者（以下「受注者」という）及び契約予定者（以下「落札者」という）に対しその業務を委託する上での各要項を定めることを目的とする。

3 履行場所

祝園受水場	精華町大字祝園小字門田14番地1
植田受水場	精華町精華台七丁目103番地
北稲浄水場	精華町大字北稲八間小字井手ノ元1番地1
柘榴浄水場	精華町大字柘榴小字出口30番地
精華台華の塔配水池	精華町精華台八丁目2番地
桜が丘配水池	精華町桜が丘三丁目3番地107
光台中継加圧ポンプ場	精華町光台二丁目3番地8

4 対象電気工作物

各施設における対象電気工作物は別添「業務対象一覧表」に記載されているものとする。

5 履行期間

令和7年6月1日 から 令和12年5月31日 まで

6 業務内容

- (1) 対象施設の電気主任技術者として、関係法令等を遵守し、電気事業法で定めのある管理につとめること。

なお、電気主任技術者は本業務における対象施設の全てを一括して管理することとし、緊急時における標準的な臨時点検についても当該委託の範囲内とする。

また、関係法令に基づく提出書類の作成等は本業務の範囲内とする。

○電気主任技術者としての職務

- ・電気設備の管理監督の責任者として、自家用電気工作物の保全につとめ、電気設備の改善提案、技術指導への助言を行うこと。

- (2) 電気工作物の点検、測定および試験を行うこと。点検項目は別表1「点検、測定及び試験の基準」とする。また、法令改正等があった場合は、点検項目が技術基準の規定に適合するよう、必要な指導または助言を行うこと。

ア) 点検周期は、担当職員との協議し決定すること。なお、令和12年度は年次点検を実施しないこととし、桜が丘配水池の年次点検は本業務から除外する。

また、祝園受水場および北稻浄水場は運転管理上夜間に行うため、日程等は担当職員と調整すること。

イ) 臨時点検は緊急時又は必要に応じて施設の点検、測定および試験を行うこと。なおその際に生じた費用については担当職員と協議の上決定するものとする。

(3) 受注者は電気事故・故障で電気工作物に異常が発生、また発生するおそれがある連絡を発注者若しくは電気事業者より受けた場合、処置を行うこと。

(4) 受注者は365日24時間連絡体制を維持することとし、出向要請を受けた場合はおおよそ30分以内に到着し対応を行うこと。

ただし、広域災害の場合は発注者の指示に従うものとする。

(5) 受注者は全ての業務従事者に、町民等の目に触れることを自覚させ、服装や身だしなみについては不快感を与えないよう十分に配慮すること。また、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯すること。

7 受注者の報告

(1) 受注者は、次の事項を発注者に通知すること。

ア) 月次点検および工事中の点検または発注者の依頼により点検等を実施する場合は、1週間前までに実施予定日。

イ) 年次点検を実施する場合は、1ヶ月前までに実施予定日。

ウ) 受注者の執務時間内、時間外における受注者への連絡方法。

エ) その他必要な事項。

(2) 前項のアおよびイについては、やむを得ない理由により実施予定日を変更しようとする場合は、監督職員に連絡すること。

8 記録の調査等

受注者は、保安管理業務等の遂行上必要がある場合は、発注者の電気保安に関する書類、図面および記録等を調査し、必要な措置について協議すること。

9 書類、図面、備品等の整備

発注者は、電気工作物の保安管理に必要な設計図、単線結線図、使用区域図、高圧機械器具配置図、低圧配線図、仕様書、取扱い説明書および設備台帳等を整備保管する。

10 記録の保存および提出

(1) 受注者は電気工作物の工事、維持および運用に関する次の記録等を発注者に提出すること。

なお、記録等は発注者、受注者双方において3年間保存すること。

ア) 巡視、点検、測定および試験の記録。

イ) 電気事故に関する記録。

ウ) 発注者は主要電気機器の重要な補修記録。

- (2) 月次点検の結果および施設への出勤状況について報告書を毎月提出すること。また、年次点検の結果は当該年度の全施設年次点検完了後、1ヶ月以内に報告書を提出すること。
- (3) (2) に定める報告書の提出をもって部分完了届に替えるものとする。
- (4) 毎年度末ならびに契約満了時に完了届を提出すること。
- (5) 受注者は、本業務を遂行する雇用者または現場作業員として同行する者が労働者災害補償保険に加入していることを証明する書類を提出すること。
- (6) 受注者はこの契約にあたり、損害補償保険に加入し、それを証明する書類を提出すること。

1.1 主任技術者変更に伴う経済産業省への申請、届出

(1) 経済産業省への申請、届出

契約が締結された場合、契約期間の開始日から10日以内に受注者の責任において手続き書類を作成し、関係各所へ提出すること。

なお、主任技術者の変更がない場合はこの限りではない。

- (2) 上記(1)の申請が1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、または取り消しになった場合、発注者はこの契約を一方的に解除できる。
- (3) 上記(1)の申請、届出に関わる費用は受注者の負担とすること。

1.2 業務の検査

- (1) 月次点検の検査は毎月実施する。
- (2) 年次点検の検査は年次点検報告書が提出された月の月次点検と併せて実施する。

1.3 契約代金の支払

- (1) 受注者は月次点検および施設への出勤に関する検査に合格した場合は、月次点検費を請求することができる。なお、請求回数は令和7年6月1日から令和12年5月31日までの60回とする。
- (2) 受注者は年次点検に関する検査に合格した場合は、年次点検費を請求することができる。なお、年次点検の請求は検査を同時に行った月次点検の請求と併せて行うこと。

1.4 損害賠償

受注者はこの契約にあたり、故意または過失により人畜及び自家用電気工作物その他施設に損額を与えた場合は、受注者の責任において速やかに補償及び補修を行うこと。

1.5 その他

- (1) 発注者の従業員に対する電気工作物の保安に関する教育、災害その他電気事故が発生した場合の措置に対する演習訓練について、発注者から要請を受けた場合、受注者はその演習訓練に協力するものとする。
- (2) 本業務について疑義が生じた場合は、双方協議の上定めるものとする。